

資料編

- 1 行橋市環境基本条例
- 2 行橋市環境対策審議会規則
- 3 環境基本計画の検討経過
- 4 諮問・答申
- 5 行橋市環境基本計画改定に係る意識調査概要
- 6 環境基準
- 7 用語解説

1 行橋市環境基本条例

平成 15 年 3 月 26 日条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市の良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「良好な環境」とは、健康で文化的かつ快適な生活を営むことができる生活環境及び自然環境をいう。

(2) 「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これらを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべてのものの積極的な取り組みによって行われなければならない。

3 地球環境の保全及び創造は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保するうえで極めて重要であることから、すべての事業活動及び日常活動において推進されなければならない。

4 市民、事業者及び市は、環境の保全及び創造に関し、それぞれの責務を自覚し、公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的な取り組みを行わなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な環境の保全及び創造についての総合的かつ計画的な施策(以下「市が実施する施策」という。)を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資するため必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、健全で快適な環境の確保のために自ら努めるとともに、市が実施する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第 6 条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する施策に協力する責務を有する。

(環境基本計画)

第7条 市は、第4条に掲げる市が実施する施策について、総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 良好な環境の保全及び創造に関する目標

(2) 良好な環境の保全及び創造に関する施策の大綱

(3) 良好な環境の保全及び創造に関する配慮指針及び行動指針

(4) 全3号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する重要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ市民等の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、次条に規定する行橋市環境対策審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(審議会の設置)

第8条 市は、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議するため、行橋市環境対策審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(行橋市公害対策審議会条例の廃止)

2 行橋市公害対策審議会条例(昭和47年行橋市条例第14号)は、廃止する。

2 行橋市環境対策審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行橋市環境基本条例(平成15年行橋市条例第1号。以下「条例」という。)第8条第2項の規定に基づき、行橋市環境対策審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査、審議するものとする。

- (1) 条例第7条に規定する計画の策定に関すること。
- (2) その他良好な環境の確保に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第2号に掲げる委員の任期は、その在任期間とする。

- 2 前条第1号及び第3号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長をおき、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が必要に応じて召集し、その議長になる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第7条 審議会は、第2条に規定する事項を専門的に調査研究するため、専門部会をおくことができる。

- 2 専門部会の委員(以下「部会員」という)は、環境問題に積極的な理解をもつ者のうちから会長が指名する。
- 3 専門部会には、部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選により定める。
- 4 部会長は、会務を掌理し、専門部会の調査研究の経過及び結果を会長に報告しなければならない。

- 5 部会員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境水道部環境課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月27日規則第35号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月22日規則第12号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

3 環境基本計画の検討経過

平成27年度

- 7月 8日 第1回 環境対策審議会（委嘱状交付、会長・副会長選出）
- 8月26日 委託業者の決定
- 9月30日 アンケート案作成（委託業者と協議）
- 10月 7日 第2回 環境対策審議会（アンケートについて）
- 10月19日 アンケート開始（発送）
- 11月16日 アンケート回収締め切り
- 2月 3日 第3回 環境対策審議会（環境基本計画素案及び重点プロジェクト検討）
- 3月23日 第4回 環境対策審議会（環境基本計画素案検討）

平成28年度

- 10月19日 第5回 環境対策審議会（諮問、パブリックコメントについて）
- 11月 1日 パブリックコメント開始
- 11月30日 パブリックコメント終了
- 12月14日 第6回 環境対策審議会（パブリックコメント報告、答申）

その他事務局打ち合わせを別途実施

4 諮問・答申

【諮問】

行環第328号 平成28年10月19日
行橋市環境対策審議会 会長 渡辺 謙介 殿
行橋市長 田中 純
行橋市環境基本計画の策定について（諮問）
行橋市環境対策審議会規則第2条の規定により、下記のとおり（別紙 行橋市環境基本計画素案を添えて）諮問します。
記
1. 行橋市環境基本計画を策定するに当たり、環境基本計画素案の審議をお諮りします。 2. 答申については、平成28年12月末までをお願いします。

【答申】

平成28年12月14日
行橋市長 田中 純 様
行橋市環境対策審議会 会長 渡辺 謙介
行橋市環境基本計画の策定について（答申）
平成28年10月19日付 行環第328号をもって諮問のありました、行橋市環境基本計画素案について答申します。慎重に審議した結果、その内容については、おおむね妥当であると認めます。なお、計画の推進に当たっては、下記の意見に十分に配慮し、取り組まれるよう付記します。
記
1. 環境指標について、目標の達成状況を検証・評価し、広報、ホームページ等で市民にわかりやすく公表するとともに、取り組みの見直しに反映させること。 2. 環境問題は、市民生活に密接に関わる問題が多いので、財政状況を理由に対策を遅らせることのないように、自主財源をはじめとした財源の確保に努め、計画に掲げられた施策の確実な実行を図ること。 3. 優先度や緊急性の高い分野である重点プロジェクトの各施策についても、今後早期に実現するよう取り組みを行うこと。 4. 計画の進行管理に当たっては、PDCA（計画・実行・検証・見直し）のマネジメントサイクルに基づき、検証・見直しを行うとともに、社会情勢の変化にも柔軟に対応し、市民の理解と協力を得られるよう努めること。

5 行橋市環境基本計画改定に係る意識調査概要

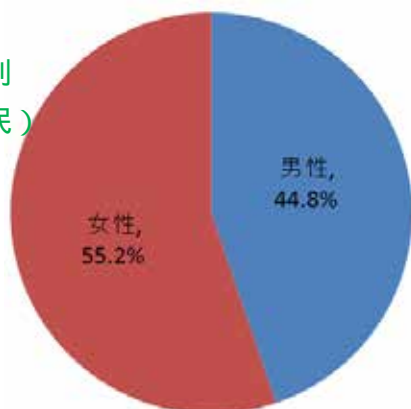
「行橋市環境基本計画」の改定にあたり、市民・事業者・中学生の環境に関する意向や要望等を把握することを目的として実施した。

調査概要

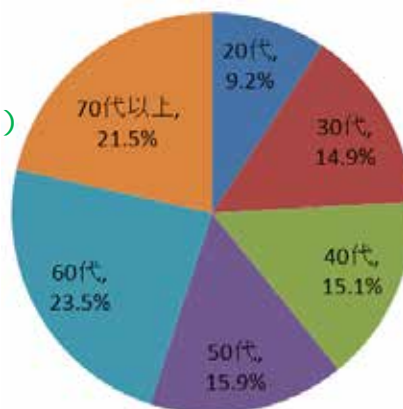
	市民	事業者	中学生
調査対象	市内に在住する満20歳以上の男女（1,000人）	市内の従業員規模10人以上の事業所	市内の中学2年生
抽出方法	無作為抽出	業種や事業規模が偏らないよう抽出	市内中学2年生（各校1クラス）
実施方法	郵送配布・郵送回収による郵送調査法		市から学校を通じて配布・回収
調査期間	平成27年10月19日～11月16日		
回収率	49.8% （498人/1,000人）	55.5% （86事業所/155事業所）	100% （188人/188人）

回答者の属性（市民および事業者）

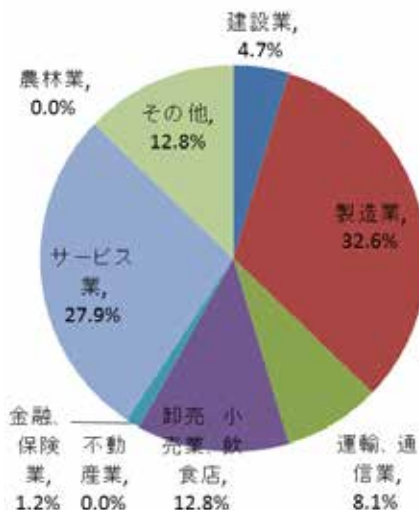
性別
（市民）



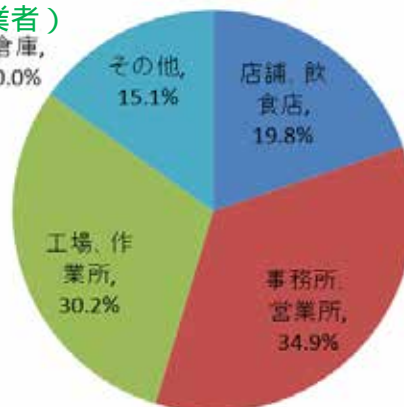
年齢
（市民）



業種
（事業者）



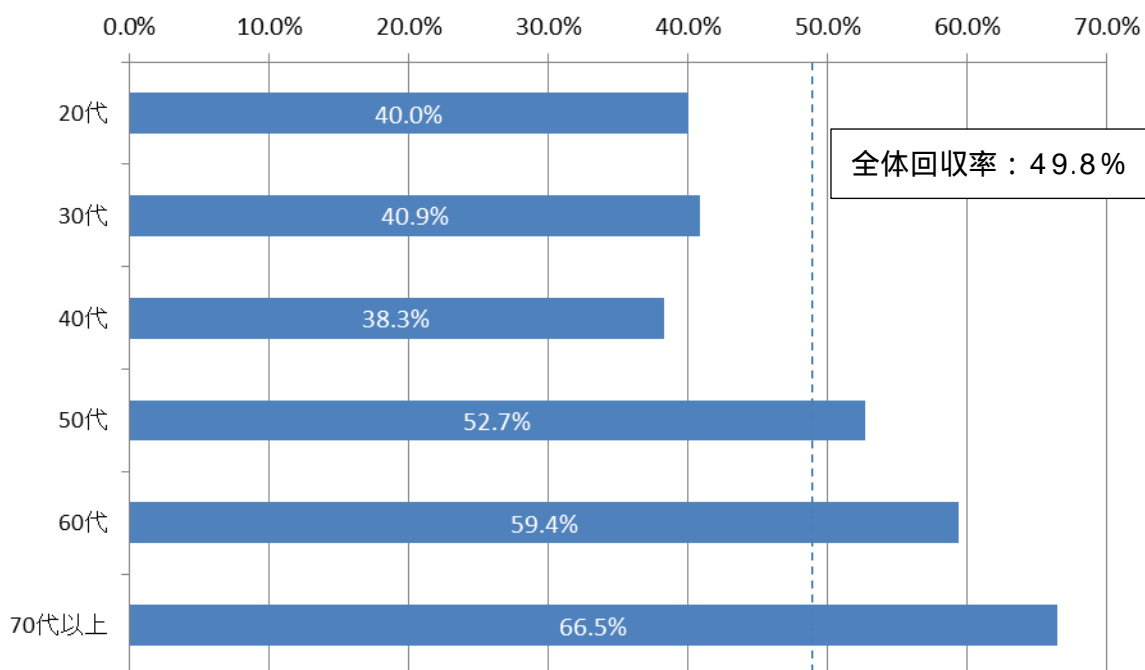
事業所形態
（事業者）



年代別回収率（市民）

市民アンケート全体の回収率は49.8%であり、前回（平成17年度）アンケート時の回収率（38.8%）を10%以上上回りました。

年代別の回収率を見ると、70代以上が最も高く66.5%、次いで60代、50代となっていますが、若い世代が極端に低いということはありませんでした。



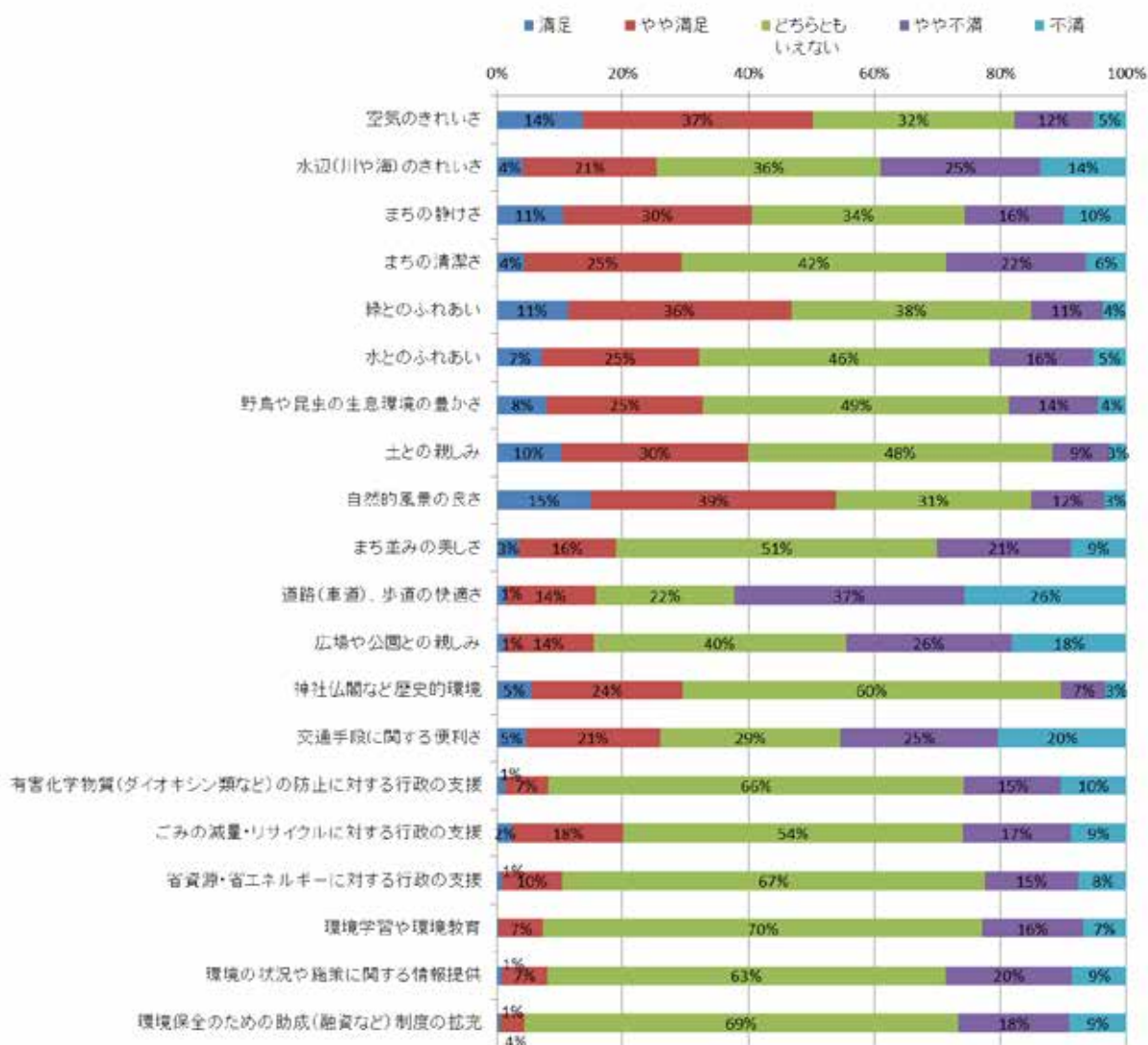
【資料編】

(1) 市民アンケート調査結果の概要

問 あなたは、お住まいの周辺環境や行政の支援についてどのくらい満足していますか。

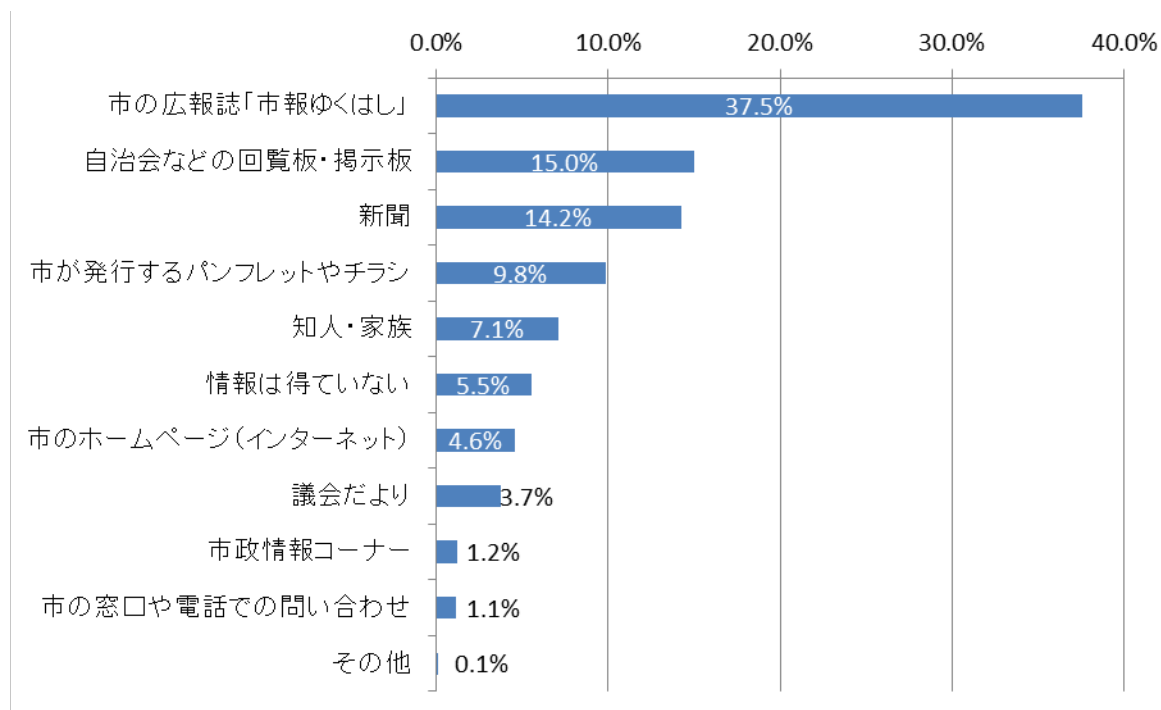
本市全体として、「自然的風景の良さ」、「空気のきれいさ」、「緑とのふれあい」、「まちの静けさ」は満足度が高くなりました。一方で、「道路（車道）歩道の快適さ」、「交通手段に関する便利さ」、「広場や公園との親しみ」、「水辺（川や海）のきれいさ」は不満という意見が多くあげられました。

H17年度アンケートと比較すると、概ね同様の傾向となりました。



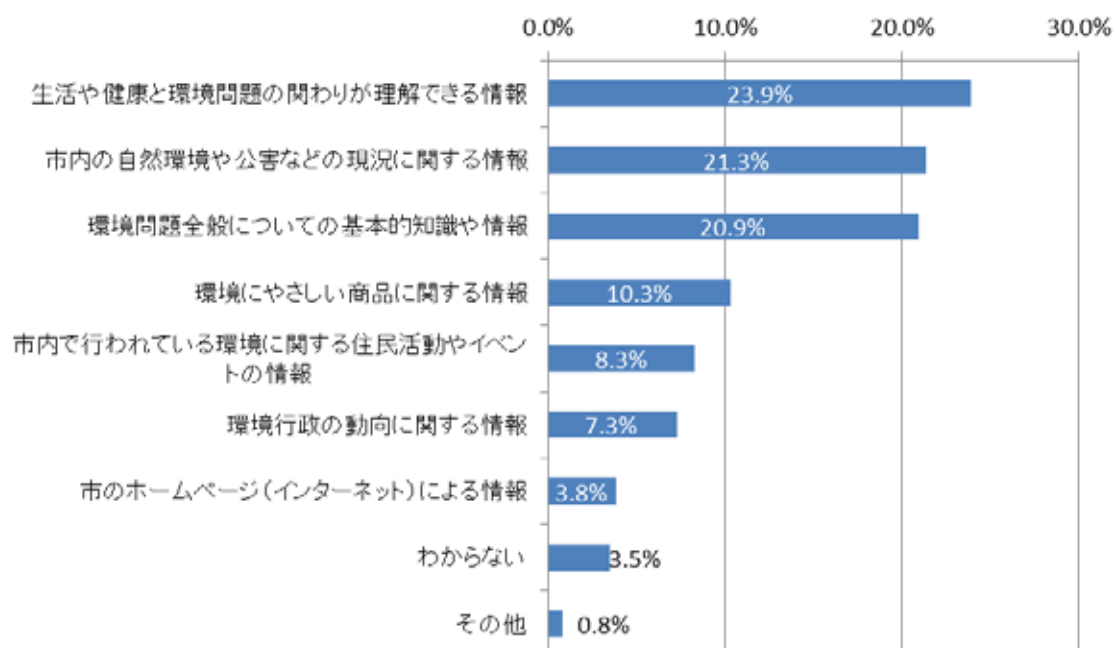
問 あなたは、市の環境に関する情報をどこから得ていますか。

「市報ゆくはし」から情報を得ているという意見が最も多くなりました、次いで「自治会などの回覧板・掲示板」、「新聞」と続いています。



問 あなたは、環境についてもっと関心を深めるには、どのような情報が必要と考えますか。

「生活や健康と環境問題の関わりが理解できる情報」及び「市内の自然環境や公害などの現況に関する情報」「環境問題全般についての基本的知識や情報」について知りたいという意見が多い結果となりました。

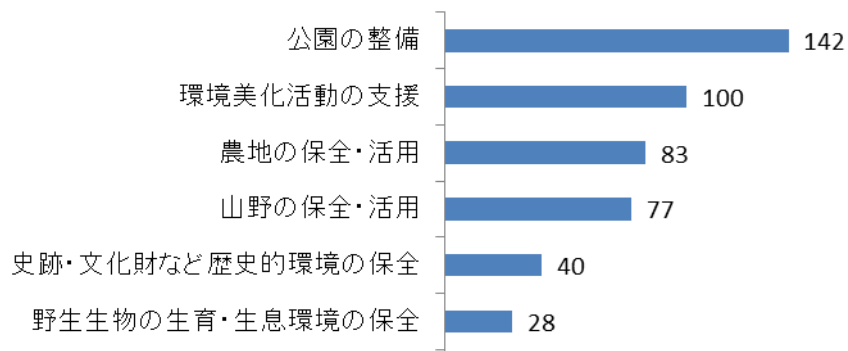


【資料編】

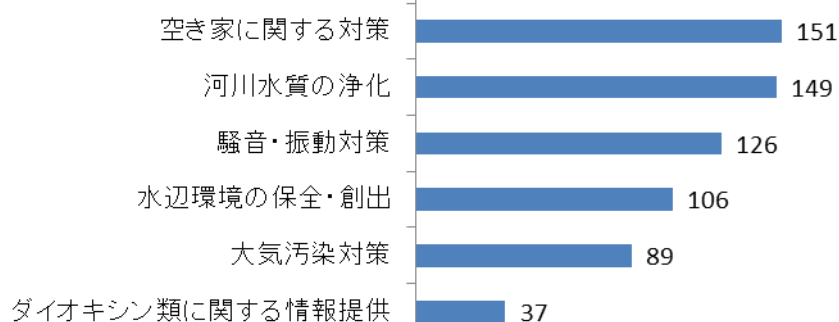
問 行橋市の環境を今よりも良くするための手段として、どのようなことが重要だとお考えですか。

環境の課題のうち、「不法投棄・ポイ捨て防止対策」、「空き家に関する対策」、「河川水質の浄化」、「公園の整備」について、特に重要度が高い結果となりました。ごみ処理や不法投棄、水質についてはH17年度アンケートにおいても最も重要度が高かった項目であり、引き続き重要度が高くなっています。身近な課題として、今回アンケートより追加した空き家に関する項目は、社会的にも注目されている課題であるため重要度が高くなったものと考えられます。

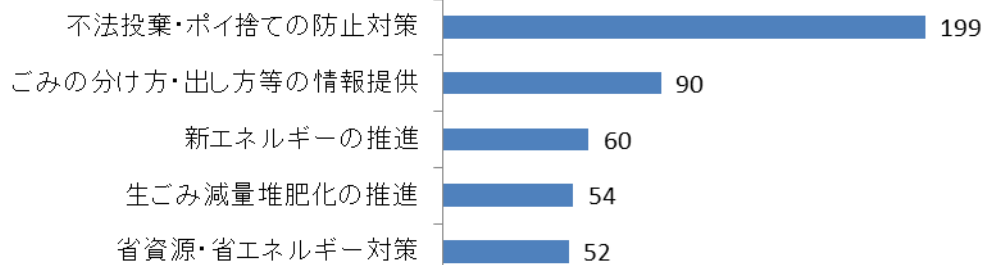
【自然環境】



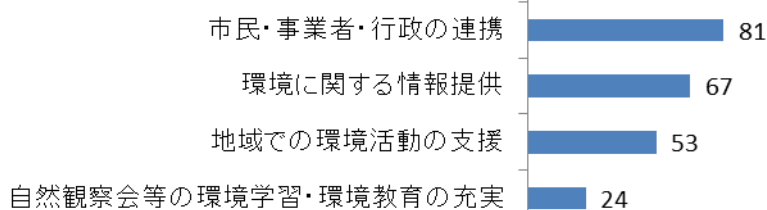
【生活環境】



【物質循環】



【参加と協働】



問 あなたはふだん以下のようなことを行っていますか。

1) ゴミ問題について

ゴミ問題については、「ゴミ、あき缶、たばこの吸いガラ等の投げ捨てをしないようにする」「ゴミの分別（可燃ゴミ、不燃ゴミ等）を守る」「ゴミの回収日・時間を守る」で「実施している」という意見が90%以上であり、よく実践されています。

一方、「生ゴミを堆肥化する」は「実施している」と「時々実施している」を合わせても30%に満たず、処理機等があまり普及していないと考えられます。

2) 生活排水について

生活排水については、「天ぷら油などの廃油をそのまま流さないようにする」は「いつも実施している」が多いものの、「牛乳や味噌汁等の汁物が余って捨てることのないよう心がける」の実施率は低くなっています。

3) 環境緑化・美化について

環境緑化・美化については、「路上駐車、自転車の路上放置をしないようにする」は「いつも実施している」が多いものの、緑化に関するものは実施率が低くなっています。

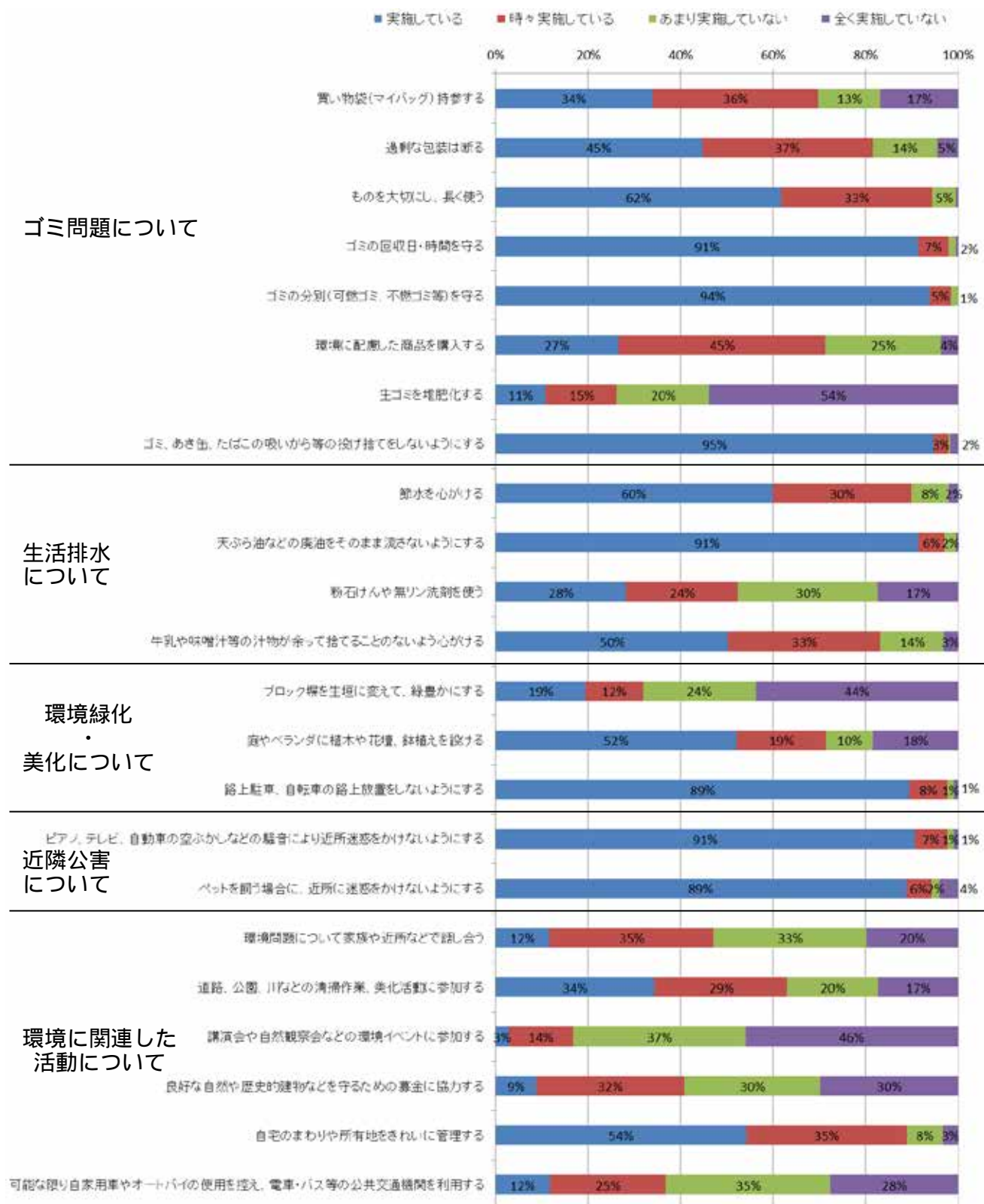
4) 近隣公害について

近隣公害については、「ピアノ、テレビ、自動車の空ぶかしなどの騒音により近所迷惑をかけないようにする」、「ペットを飼う場合に、近所に迷惑をかけないようにする」はともに約90%が「実施している」という意見であり、よく実践されています。

5) 環境に配慮した行動について

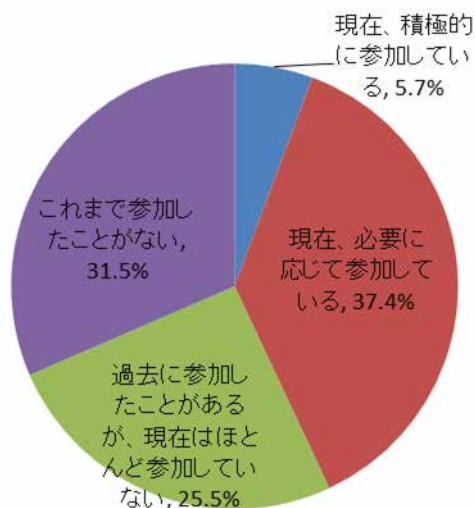
環境に配慮した行動については、「自宅のまわりや所有地をきれいに管理する」が最も実施率が高く約50%であり、「可能な限り自家用車やオートバイの使用を控え、電車・バス等の公共交通機関を利用する」、「講演会や自然観察会などの環境イベントに参加する」は実施率が低く、実施が難しいと考えている市民が多いことが伺えます。

【資料編】



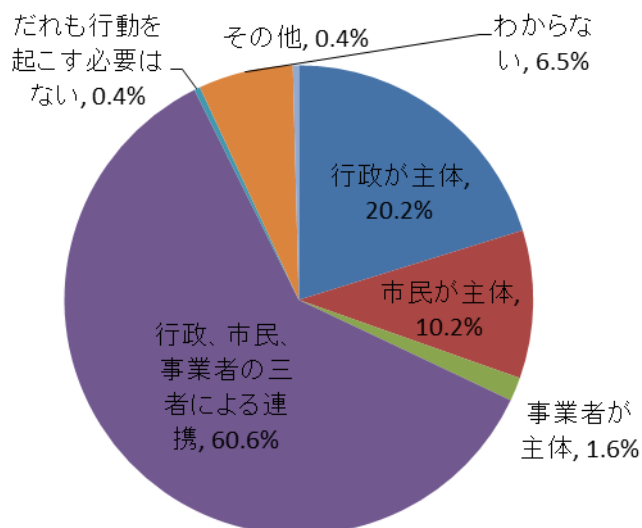
問 環境保全に関する講演会などの催しや、自然観察会、美化・清掃活動などに参加したことがありますか。

「現在、積極的に参加している」「現在、必要に応じて参加している」を合わせると40%を超える一方、「これまで参加したことがない」が約30%となっており、これらの参加したことがない人への普及啓発が求められます。



問 環境問題を解決するためには、だれが積極的に行動をおこすべきだと思いますか。

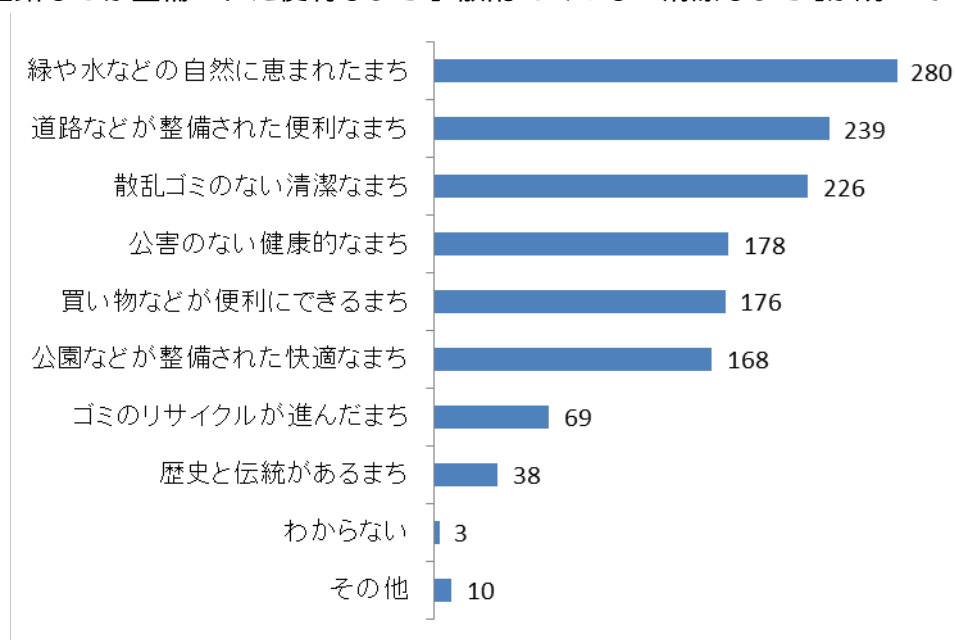
「行政、市民、事業者の三者による連携」が60%を超えており、最も多くなっています。



【資料編】

問 行橋市は将来どのような環境のまちであってほしいと思いますか。

「緑や水などの自然に恵まれたまち」が最も多くなりました。次いで、関心が高くなっている「道路などが整備された便利なまち」「散乱ゴミのない清潔なまち」が続いています。



<自由記述での回答において以下のような意見も寄せられました>

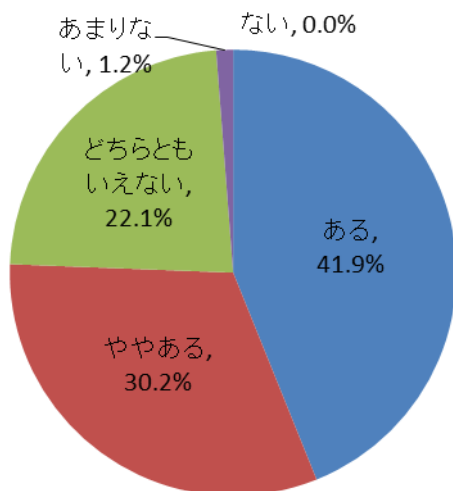
- ・公園の整備（公園が少ない、公園で遊びにくい等）
- ・道路の整備（道路が狭い、渋滞の解決、道路管理等）
- ・不便な交通網（市内バスが不便、車がないと生活できない等）
- ・土地の管理（空き地の土地管理について等）
- ・家庭ごみの焼却（臭いや煙が気になる等）
- ・バイクの騒音（バイクの音がうるさい、取り締まって欲しい等）
- ・ポイ捨て（行政指導が甘い、罰則を設ける必要がある等）
- ・全地域に上下水道の整備をして欲しい
- ・子育て環境が悪い。
- ・海や川をきれいに（ゴミが多い、管理が悪い、水害対策等）
- ・市民の環境意識（一人ひとりのマナーが悪い、行政主導での啓蒙活動をして欲しい等）
- ・行政サービス（職員やサービスの質をより向上させて欲しい）
- ・アンケート（長期的な効果ある計画にして欲しい、アンケート対象者の抽出方法等）

【資料編】

(2) 事業者アンケート調査結果の概要

問 貴事業所は、近年の環境問題に関心をお持ちですか。特に関心のある環境問題は何ですか。

環境問題に対する関心度が「関心がある」と「ややある」を合わせると72.1%となります。



1) 全体

環境の課題のうち、「省資源・省エネルギー対策」、「ごみの分け方・出し方」「環境美化活動」について、特に関心が高い結果となりました。法律等が整備され、社会的にも注目されている課題であるため関心が高くなったものと考えられます。

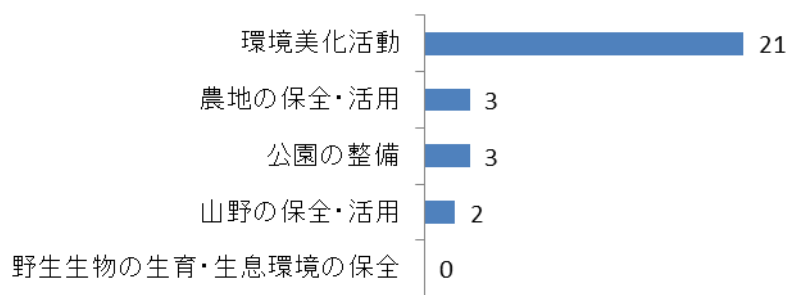
2) 分野別

分野別にみると、自然環境については、「環境美化活動」の関心が最も高くなっています。生活環境については、「大気汚染対策」、「河川水質の浄化」「騒音・振動対策」などが多くなっています。

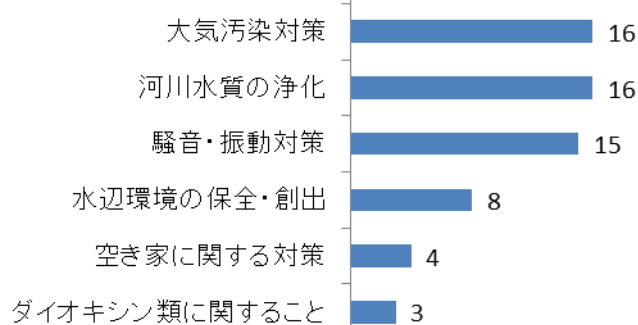
物質循環については、全体で関心の高かった「省資源・省エネルギー対策」、「ごみの分け方・出し方」に次いで、「新エネルギーの推進」などエネルギー関連の課題について関心が高い傾向がありました。

参加と協働については、「環境に関する情報提供」、「市民・事業者・行政の連携」などが多くなっています。

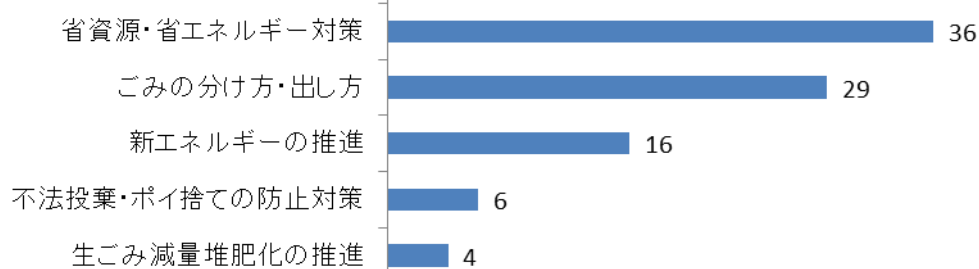
【自然環境】



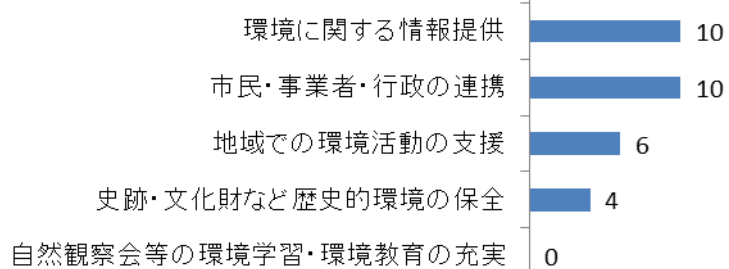
【生活環境】



【物質循環】



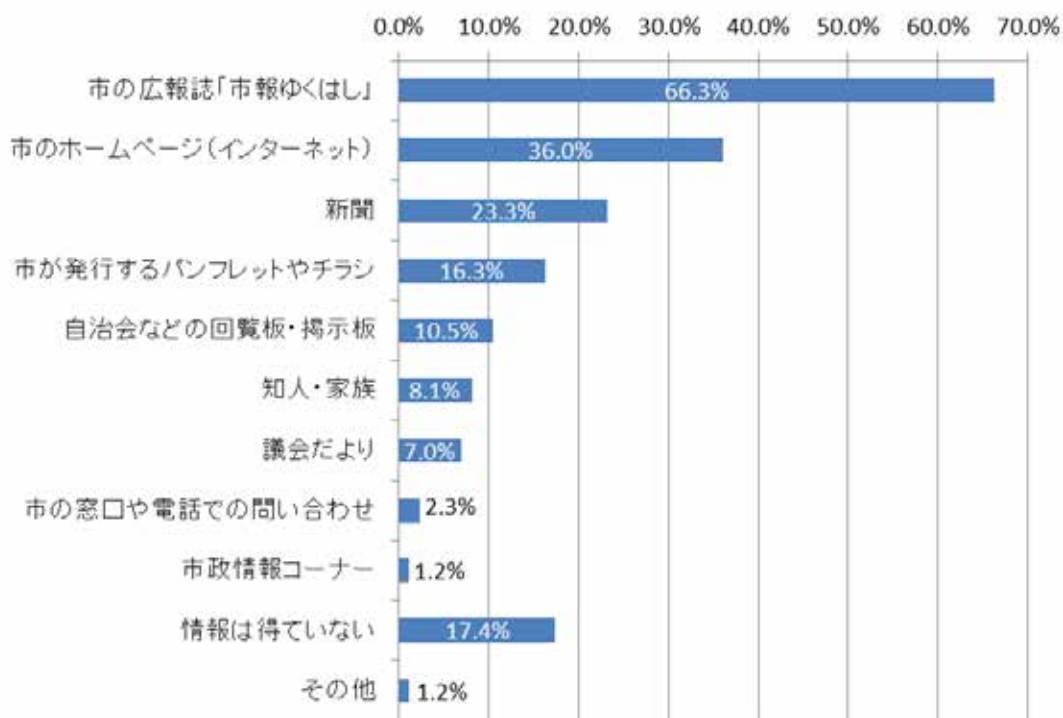
【参加と協働】



【資料編】

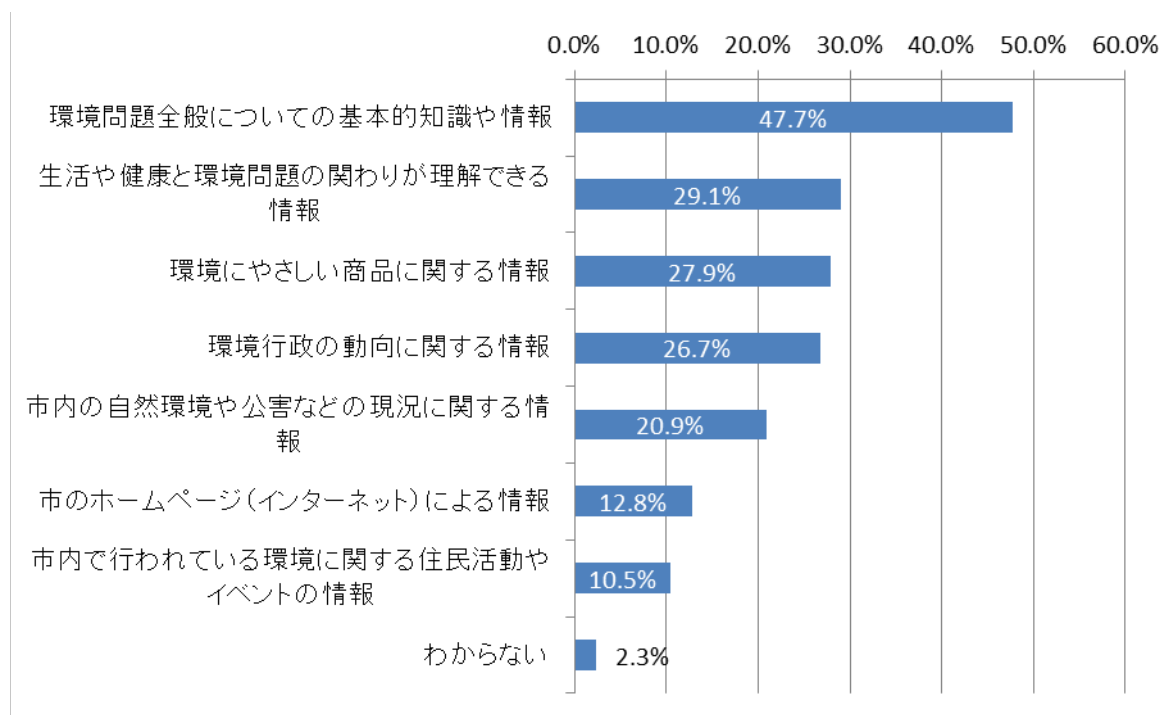
問 貴事業所は、市の環境に関する情報をどこから得ていますか。

「市報ゆくはし」から情報を得ているという意見が最も多くなりました、次いで「市のホームページ(インターネット)」、「新聞」と続いています。



問 貴事業所が、環境についてもっと関心を深めるには、どのような情報が必要と考えますか。

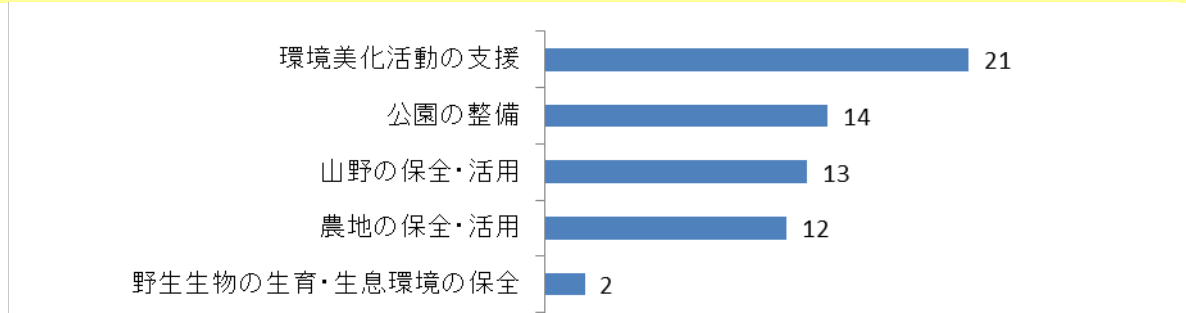
「環境問題全般についての基本的知識や情報」、「生活や健康と環境問題の関わりが理解できる情報」、「環境にやさしい商品に関する情報」、「環境行政の動向に関する情報」について知りたいという意見が多い結果となりました。



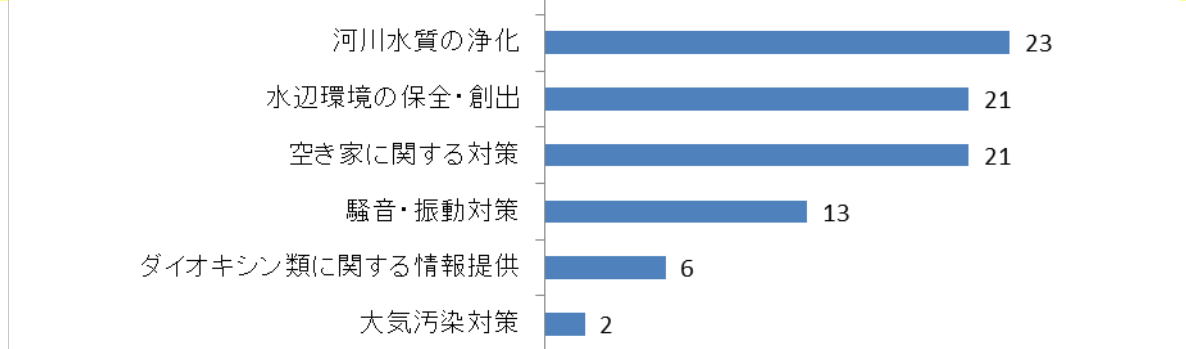
問 行橋市の環境を今よりも良くするための手段として、どのようなことが重要だとお考えですか。

環境の課題のうち、「不法投棄・ポイ捨て防止対策」、「市民・事業者・行政の連携」、「河川水質の浄化」、「省資源・省エネルギー対策」について、重要度が高い結果となりました。ごみ処理や不法投棄、水質については市民アンケートにおいても最も重要度が高かった項目であり、事業者においても重要度が高くなっています。

【自然環境】

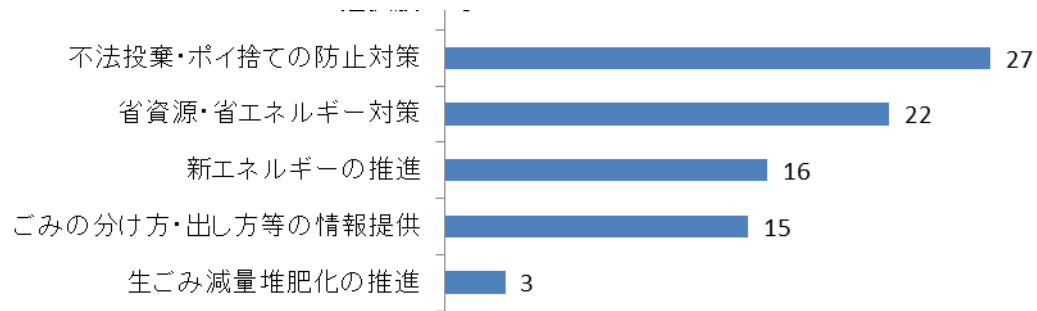


【生活環境】

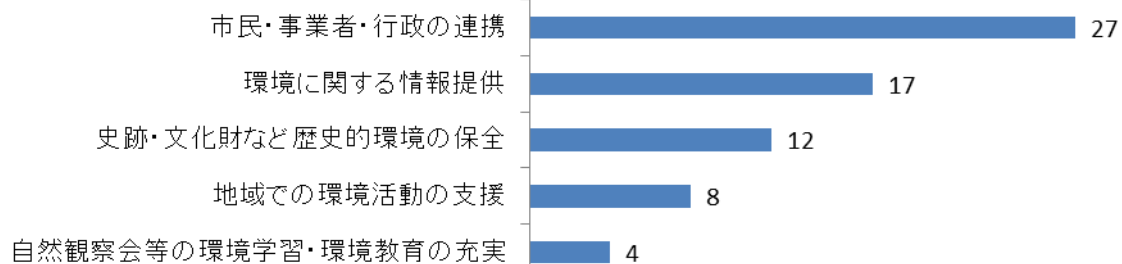


【物質循環】

【資料編】



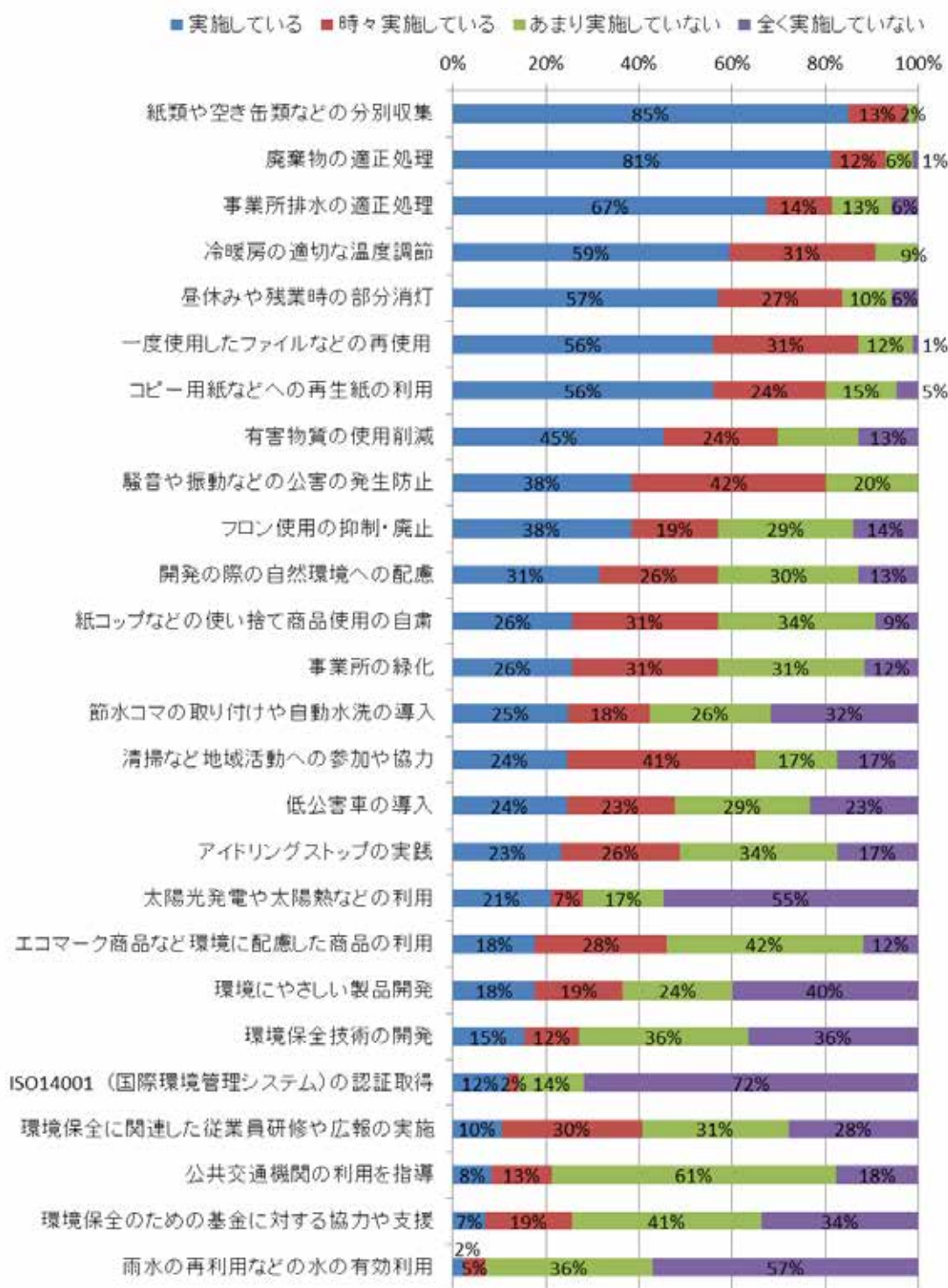
【参加と協働】



問 貴事業所における環境保全のための現在の取組状況に近いものの番号に をつけて下さい。

「紙類や空き缶等の分別収集」や「廃棄物の適正処理」、「事業所排水の適正処理」、「冷暖房の適切な温度調節」、「昼休みや残業時の部分消灯」などの廃棄物や省エネに関する取組が多く実施されています。

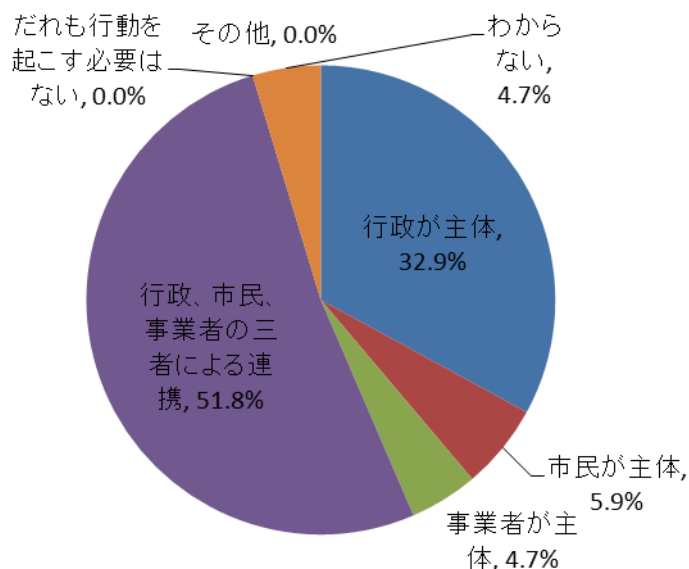
H17 年度アンケートと比較すると、「低公害車の導入」、「太陽光発電や太陽熱などの利用」、「ISO14001 の認証取得」などの導入がやや増えています。



問 現在の環境問題を解決するためには、だれが積極的に行動をおこすべきだと思いますか。

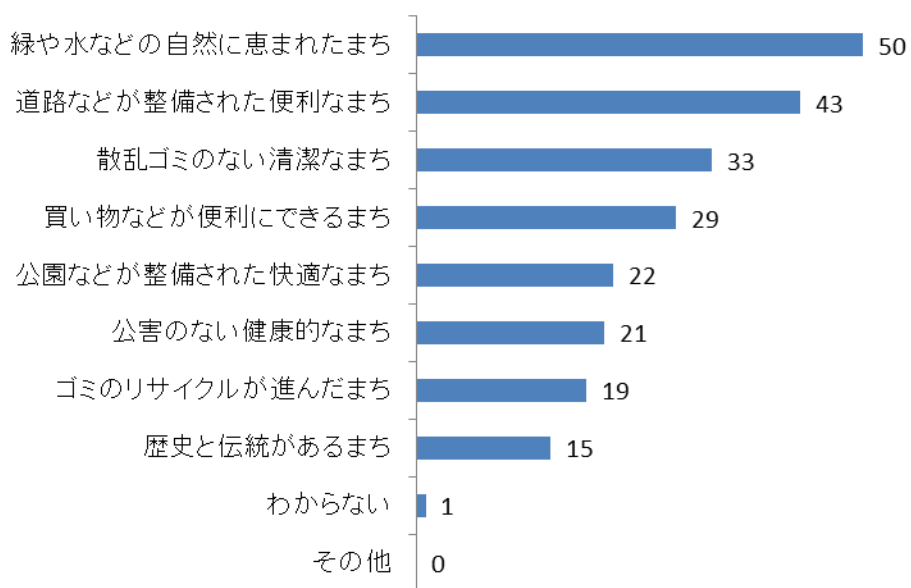
「行政、市民、事業者の三者による連携」が 50%を超えており、最も多くなっています。

【資料編】



問 行橋市は将来どのような環境のまちであってほしいと思いますか。

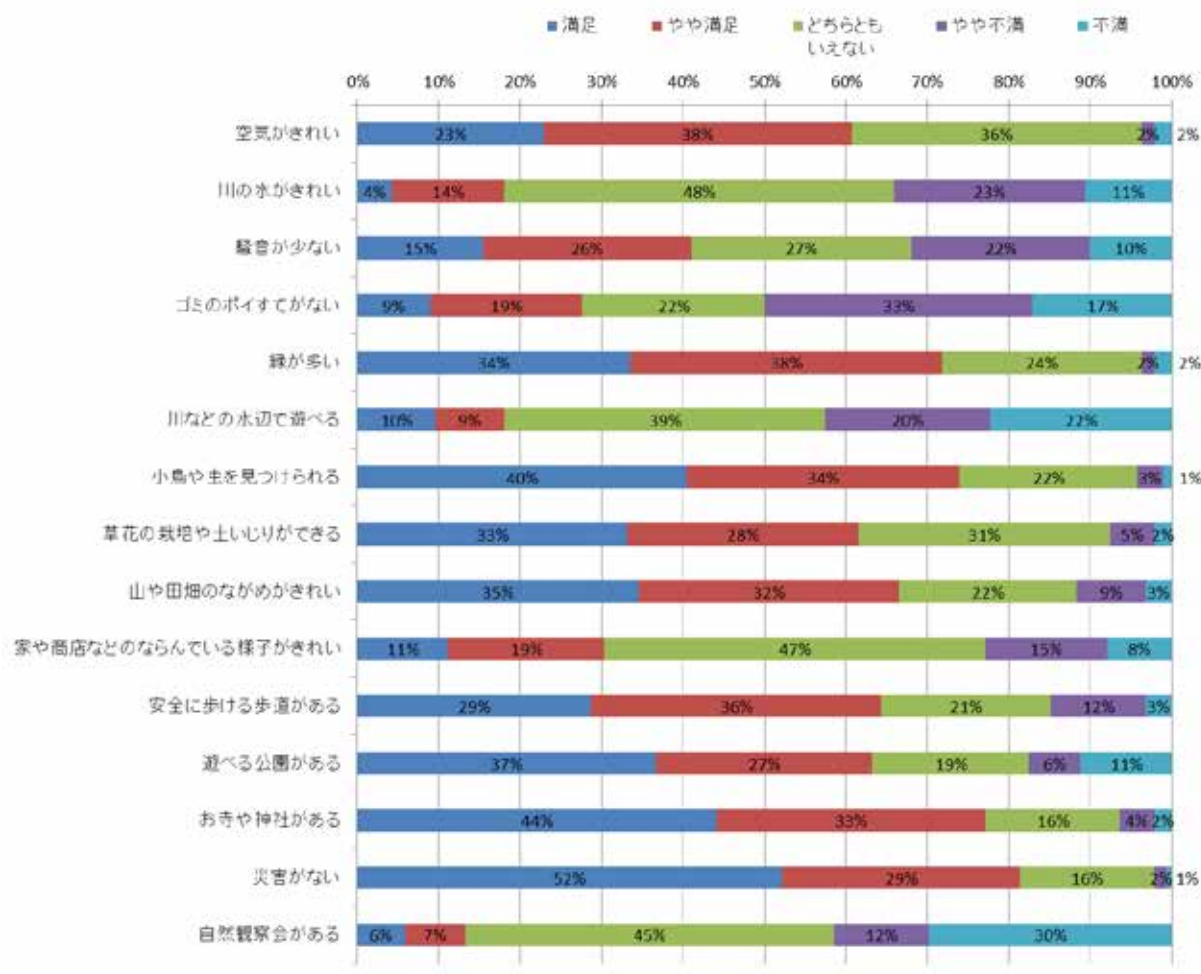
「緑や水などの自然に恵まれたまち」が最も多くなりました。次いで、関心が高くなっている「道路などが整備された便利なまち」「散乱ゴミのない清潔なまち」が続いています。市民アンケートと同様の結果となりました。



(3) 中学生アンケート調査結果の概要

問 あなたは、家のまわりの環境についてどのくらい気に入っていますか。

「お寺や神社がある」、「小鳥や虫を見つけられる」、「緑が多い」は満足度が高くなりました。一方で、「ゴミのポイ捨てがない」、「川などの水辺で遊べる」、「自然観察会がある」は不満という意見が多くあげられました。

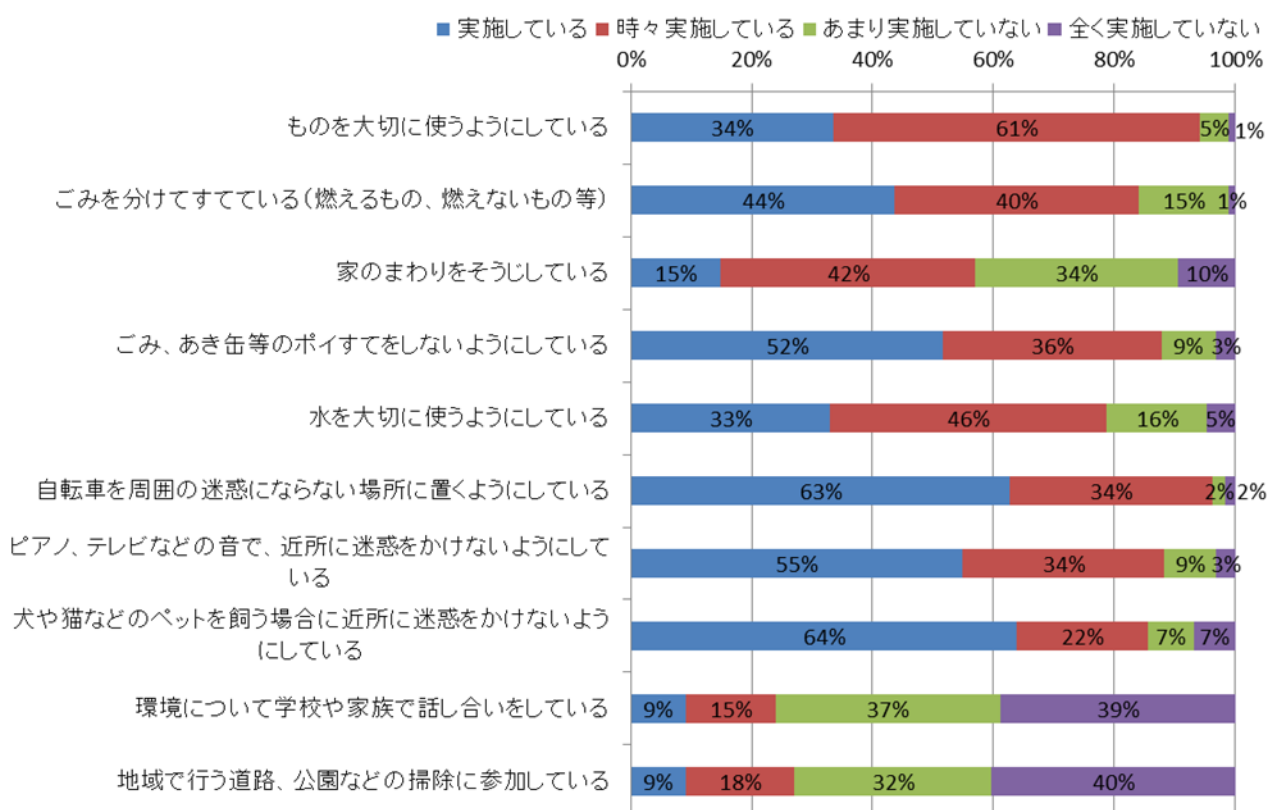


【資料編】

問 あなたは、ふだん環境にやさしいことをしていますか。

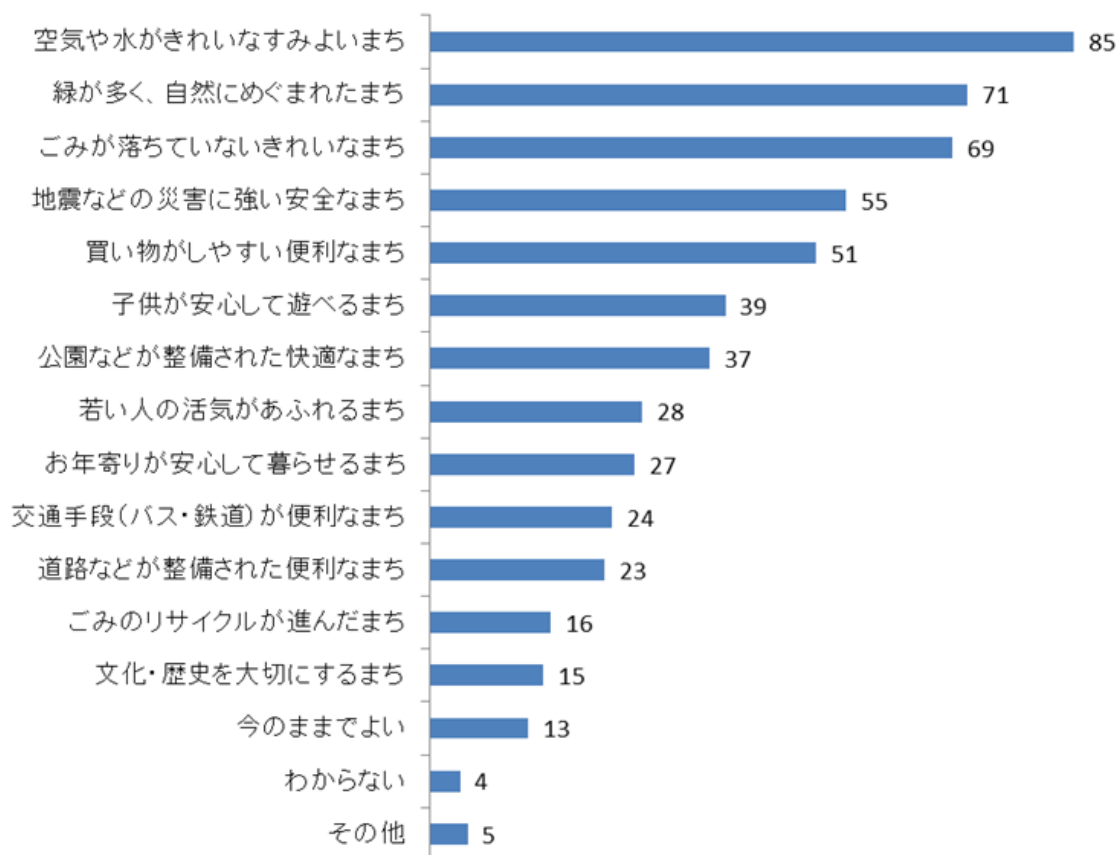
「自転車を周囲の迷惑にならない場所に置くようにしている」「ものを大切に使うようにしている」「ゴミ、あき缶等のポイ捨てをしないようにしている」「ピアノ、テレビなどの音で近所に迷惑をかけないようにしている」等が、よく実践されています。

一方、「環境について学校や家族で話し合いをしている」「地域で行う道路、公園などの掃除に参加している」は「まったく実施していない」が約 40%でありほとんど実施されていません。



問 行橋市は将来どのような環境のまちになってほしいと思いますか。

「空気や水がきれいなすみよいまち」、「緑が多く、自然にめぐまれたまち」、「ごみが落ちていないきれいなまち」という意見が多くなっています。



< 自由記述での回答において以下のような意見も寄せられました >

- ・街灯を増やして欲しい(通学路が暗い等)
- ・ポイ捨てが多い(ポイ捨てをしないようにする等)
- ・水を大切に使う
- ・緑化活動(木や花を増やす、自然のテーマパークを作る等)
- ・海や川(海や川をきれいにする等)
- ・環境イベント(環境に関するイベントを増やす、学校行事の一環でゴミ拾いをする等)
- ・ゴミの分別(分別の種類を増やす、分別のルールをしっかりと守る等)

6 環境基準

【大気関係】

大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化いおう	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。

有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。(H13.4.20告示)

微小粒子状物質（PM2.5）に係る環境基準

物質	微小粒子状物質
環境上の条件	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。(H21.9.9告示)

【騒音関係】

騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- 注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
a 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
b 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び	65 デシベル以下	60 デシベル以下
c 地域のうち車線を有する道路に面する地域		

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

【資料編】

【水質関係】

人の健康の保護に関する環境基準
河川・湖沼・海域

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

生活環境の保全に関する環境基準

河川

項目類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/ 100 mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/ 100 mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/ 100 mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/L 以上	-

項目類型	水生生物の生息状況 の適応性	基準値		
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼ ンスルホン酸及びそ の塩
生物A	イワナ、サケマス等 比較的低温域を好む 水生生物及びこれら の餌生物が生息する 水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のう ち、生物Aの欄に掲 げる水生生物の産卵 場（繁殖場）又は幼 稚仔の生育場として 特に保全が必要な水 域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的 高温域を好む水生生 物及びこれら餌生物 が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの 水域のうち、生物B の欄に掲げる水生生 物の産卵場（繁殖 場）又は幼稚仔の生 育場として特に保全 が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下

【資料編】

生活環境の保全に関する環境基準

湖沼

項目類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/ 100 mL以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/ 100 mL以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/L 以上	-

項目類型	利用目的の 適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII 以下の欄に掲げる もの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
II	水道1、2、3級 (特殊なものを除 く。) 水産1種 水浴及びIII以下の欄 に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
III	水道3級(特殊な もの)及びIV以下 の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
IV	水産2種及びVの 欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下

生活環境の保全に関する環境基準

湖沼

項目類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

【資料編】

生活環境の保全に関する環境基準
海域

項目類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されない こと。
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されない こと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

項目類型	利用目的の 適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びII 以下の欄に掲げる もの (水産2種及び3 種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄 に掲げるもの (水産2種及び3 種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産2種及びIVの 欄に掲げるもの (水産3種を除 く。)	0.6mg/ L以下	0.05mg/L 以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09mg/L 以下

項目類型	水生生物の生息状況 の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼ ンスルホン酸及びそ の塩
生物A	イワナ、サケマス等 比較的低温域を好む 水生生物及びこれら の餌生物が生息する 水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のう ち、生物Aの欄に掲 げる水生生物の産卵 場(繁殖場)又は幼 稚子の生育場として 特に保全が必要な水 域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

地下水の環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg / L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg / L 以下
六価クロム	0.05mg / L 以下
砒素	0.01mg / L 以下
総水銀	0.0005mg / L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg / L 以下
四塩化炭素	0.002mg / L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg / L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg / L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg / L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg / L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg / L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg / L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg / L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg / L 以下
チウラム	0.006mg / L 以下
シマジン	0.003mg / L 以下
チオベンカルブ	0.02mg / L 以下
ベンゼン	0.01mg / L 以下
セレン	0.01mg / L 以下
硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	10mg / L 以下
ふっ素	0.8mg / L 以下
ほう素	1mg / L 以下
1,4-ジオキサソ	0.05mg / L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg / L 以下

【資料編】

【土壌関係】

土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
1, 2 - ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004 mg 以下であること。
1, 1 - ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1 mg 以下であること。
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること。
1, 1, 1 - トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1, 1, 2 - トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
1, 3 - ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。

【ダイオキシン類】

ダイオキシン類に係る環境基準（大気）

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ / m ³ 以下

ダイオキシン類に係る環境基準（水質）

媒体	基準値
水質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ / l 以下

ダイオキシン類に係る環境基準（水底の底質）

媒体	基準値
水底の底質	150pg-TEQ / g以下

ダイオキシン類に係る環境基準（土壌）

媒体	基準値
土壌	1,000pg-TEQ / g 以下

7 用語解説

【い】

EV充電設備（EVじゅうでんせつび）

電気自動車やプラグインハイブリッド自動車を充電する設備。ガソリンスタンドに相当するもの。

【お】

温室効果ガス（おんしつこうかガス）

地表面から放射された熱を吸収し、再び地表面に照射する性質を持つ気体。（天然に存在するものか人為的に生成・排出されるものかは問わない。）二酸化炭素、メタン、六フッ化硫黄(フロン類の一種)など。

【か】

化石燃料（かせきねんりょう）

石油、石炭、天然ガスなどのこと。微生物の死骸や枯れた植物などが数億年の時間で化石になり、その化石が石油、石炭、天然ガスに変化したと考えられているため。

合併浄化槽（がっぺいじょうかそう）

し尿だけでなく、風呂排水や台所排水などの生活雑排水を一緒に処理する浄化槽。

環境家計簿（かんきょうかけいぼ）

家庭で使用した電気、ガス、水道、ガソリンなどのエネルギー使用量を、二酸化炭素排出量に換算して記録し、家庭での環境活動の確認に利用する取り組み。

環境基準（かんきょうきじゅん）

人の健康の保護や生活環境の保全のために定められた「維持されることが望ましい基準」のこと。行政上の政策目標。

環境教育（かんきょうきょういく）

人間活動と環境とのかかわりについて理解し、環境の保全や持続可能な社会の構築を目指して、環境に対して責任ある行動をとることができる態度を養う教育。

環境施設帯（かんきょうしせつたい）

車道と住宅地の距離を取り道路交通騒音の影響を緩和するための施設。車道の外側に設置される植樹帯、歩道、自転車道、遮音壁などを示す。

環境省のレッドリスト（かんきょうしょうのレッドリスト）

日本に生息または生育する野生生物について、専門家で構成される環境省の検討会が、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を科学的・客観的に評価し、その結果をリストにまとめたもの。

環境負荷（かんきょうふか）

人の活動により環境にマイナスの影響を与える人の活動。環境を悪化させる可能性のある活動。石油、石炭など化石燃料の消費(電気やガソリンの使用)、排水や廃棄物の発生・不適切処理などが挙げられる。

間伐材（かんばつざい）

植林地などにおいて、樹木の成長の過程で込み合った樹林を、適正な樹木密度にするために樹木を間引く作業を間伐といい、間伐の際に間引かれた木材のことを間伐材という。

【く】

グラウンドワーク活動（グラウンドワークかつどう）

住民、企業及び行政が連携しておこなう、地域の自然環境の保全、河川や公園の整備、環境教育などの各種活動のこと。

グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。都市住民にゆとりや安らぎのある生活をもたらすとともに、農山漁村地域の活性化を図る役割をもつ。

グリーン購入（グリーンこうにゅう）

製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

【こ】

降下ばいじん（こうかばいじん）

大気中の粒子のうち、粒子自体の重量により、または雨などとともに降下する粒子の総称。主に埃や砂粒など比較的粒径の大きい粒子を示す。大気汚染の指標の一つ。

高機能舗装（こうきのうほそう）

耐久性が高い、水はけが良い、騒音低減効果が高い、などの機能を併せ持つ舗装。通常の舗装と比べて内部に空隙の多い材料を使っている。

【資料編】

公共用水域（こうきょうようすいいき）

河川、湖、池、沼、海域、港湾、かんがい水路、その他公共利用のための水域や水路のこと。個人や会社の敷地内の池は公共用水域には含まれない。

耕作放棄地（こうさくほうきち）

農作物が1年以上作付けされず、その農地を所有する農家が数年のうちに作付けする予定が無いと回答した農地のこと。高齢化や過疎化による人手不足のため増加傾向にある。

高齢化率（こうれいかりつ）

全人口に占める65歳以上の人口の割合。

コミュニティ

地域住民が相互に交流する場所や、相互交流する地域住民のあつまりのこと。住民が消費、労働、教育、遊び、祭りなどをおこなう場所やそれらをともに行う住民のあつまりのこと。

【し】

COD

水の有機物汚染を示す指標。有機物が多いほど酸素の消費量が多いことを利用して有機物量を数値化するもの。主に池や湖など流れのない水の汚染の指標となる。

資源循環型社会（しげんじゅんかんがたしゃかい）

廃棄物等の発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再生利用(リサイクル)を促進するとともに、廃棄物の適正な処分を行うことによって、石油・石炭・天然ガスなどの天然資源の消費を抑制し、環境への負担をできるだけ減らす社会。

史跡（しせき）

古墳、貝塚、集落跡、城跡などの遺跡のうち、歴史・学術上価値の高いもので、国や自治体によって指定されるもの。

児童遊園（じどうゆうえん）

児童の健康増進や、情緒を豊かにすることを目的として、児童に安全かつ健全な遊び場所を提供する屋外型の施設。児童福祉法第40条に規定されている児童厚生施設の一つ。

集落排水施設（しゅうらくはいすいしせつ）

し尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設で、集落ごとに設けられるもの。

省エネ診断（しょうエネしんだん）

CO₂削減ポテンシャル診断の略称。電気などのエネルギー使用状況の測定や、エネルギーを利用する設備の種類及び数量の確認などにより、エネルギー使用量の削減可能性を調べるとともに、エネルギー使用量の削減のための提案をおこなうこと。

照葉樹（しょうようじゅ）

冬でも落葉しない広葉樹のうち、葉の表面が光沢の強い深緑色をした(角質層が発達した)樹木。スダジイ、タブノキ、シロダモ、アカガシ、ウラジロガシ、クスノキ、ヤブツバキなど。

新エネルギー（しんエネルギー）

再生可能エネルギーのうち、太陽光、風力、バイオマスなど、普及がまだ充分でなく普及のために支援を必要とするもの。

【せ】

生活環境保全林（せいかつかんきょうほぜんりん）

治山事業の一環で整備された森林で、森林内に遊歩道や東屋などの施設を整備し、散策、森林浴、自然観察などのレクリエーションの場として利用できる森林(施設を含む)のこと。

生活排水処理率（せいかつはいすいしゅりりつ）

計画処理区域内人口に対する水洗化・生活雑排水処理人口の割合。

生態系（せいたいけい）

動物、植物、微生物などの生き物と、それらを取りまく環境（土、水、大気）と、太陽光のエネルギーとが、互いに関わりあっているまとまり。

生物多様性（せいぶつたようせい）

生き物や生態系にはさまざまな種類があり、違いがあること。この多様性には生態系の多様性、種(生き物)の多様性及び遺伝子の多様性の3つがある。また、生態系や種の相互の関わりを含めて生物多様性と呼ぶこともある。

【そ】

疎林（そりん）

樹木がまばらに生えている林。樹木の密度が低い林。

【資料編】

【た】

第1次産業（だい1じさんぎょう）

自然界のものから直接利益を得る産業。農業、林業、漁業、畜産業など。

ダイオキシン類（ダイオキシンるい）

ごみ焼却、自動車排出ガス、たばこの煙など、物の燃焼により自然に生成されてしまう物質。環境中に広く分布しているが、その量はごくわずかであり健康影響が生じるレベルではない。自然界では分解されにくいいため、継続して汚染状況の監視が行われている。

第3次産業（だい3じさんぎょう）

第1次産業にも第2次産業にも分類されないもの。小売業、サービス業など。

第2次産業（だい2じさんぎょう）

第1次産業が生産した原材料を加工することにより利益を得る産業。製造業、建設業、電力業、ガス業など。

多自然川づくり（たしぜんかわづくり）

河川を利用する生き物の保全、これら生き物の生息・生育環境の保全・創出、地域の暮らし・歴史・文化に調和した河川景観の保全・創出、を図るための河川の管理・整備を行うこと。

【ち】

地球温暖化（ちきゅうおんだんか）

人間の活動が活発になるにつれて「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象。

【て】

底質（ていしつ）

河川、湖沼、海洋、水路などの水域において、水底を構成している堆積物、土砂、岩石のこと。

低炭素社会（ていたんそしゃかい）

二酸化炭素の排出量を大幅に削減しながら、持続的な経済成長を可能にする社会。

【ね】

燃料電池車（ねんりょうでんちしゃ）

水素と酸素の化学反応により発生する電気でモーターを動かして走る自動車。

【は】

ばい煙（ばいえん）

工場などで燃料を燃やしたときに発生する「すす」や「煙」のこと。

ハイブリッド自動車（ハイブリッドじどうしゃ）

燃料とエンジンを利用して動くだけでなく、バッテリーとモーターも利用して動く自動車。バッテリーの充電は車輪の回転エネルギーを利用し、外部からの充電はできない。

【ひ】

BOD

水の有機物汚染を示す指標。有機物が多いほど酸素の消費量が多いことを利用して有機物量を数値化するもの。主に河川など流れのある水の汚染の指標となる。

ビオトープ

生物の生息する空間のこと。人工的に作り出した空間(池・樹林・草地など)だけでなく、自然の空間も、生物が生息していればビオトープである。

微小粒子状物質（PM2.5）（びしょうりゅうしじょうぶっつ）

大気中に浮遊する粒子のうち、粒径 2.5 μm 以下のもの。粒径が極めて小さいため肺の奥まで入り込みやすく、人の健康への影響が懸念されている。

【ふ】

福岡県のレッドデータブック（ふくおかけんのレッドデータブック）

福岡県内に生息または生育する野生生物について、絶滅のおそれのある野生動植物のリスト及びそれらの生育・生息状況をまとめたもの。環境省のレッドリストは日本全体のける絶滅危険度を評価しているのに対し、これは福岡県内における絶滅危険度を評価している。

プラグインハイブリッド自動車（プラグインハイブリッドじどうしゃ）

ハイブリッド自動車のうち、家庭用電源などからバッテリーの充電ができる自動車。
用語解説「ハイブリッド自動車」参照

【資料編】

【ほ】

ほ場（ほじょう）

水田、畑、果樹園、牧草地などの農地全般を示すもの。

【み】

緑のカーテン（みどりのカーテン）

アサガオ、ヘチマ、ゴーヤなどのツル性植物を、建物の壁や窓の外側を覆うように育てて緑化すること。日差しを遮ることで室温上昇を抑制する効果や、葉の蒸散作用により室外の気温を下げる効果があり、冷房効率を高め冷房利用の抑制につながる。

ミニ水力発電（ミニすいりょくはつでん）

一般的な水力発電は大規模なダムに併設されるが、ミニ水力発電は河川や水路などに設置される小規模な水力発電のこと。

ミニ風力発電（ミニふうりょくはつでん）

一般的な風力発電は大型の風車を十数機～数十機設置するのに対し、ミニ風力発電は家庭や事業所にも風車1台から設置できる小型の風力発電のこと。

【ゆ】

有害化学物質（ゆうがいかがかくぶっしつ）

人または動植物に有害な作用を及ぼす化学物質。

遊休農地（ゆうきゅうのうち）

「耕作放棄地」のほか、「農業上の利用の程度がその地域の他の農地と比べて、著しく劣っている農地」をあわせた土地のこと。

用語解説「耕作放棄地」参照